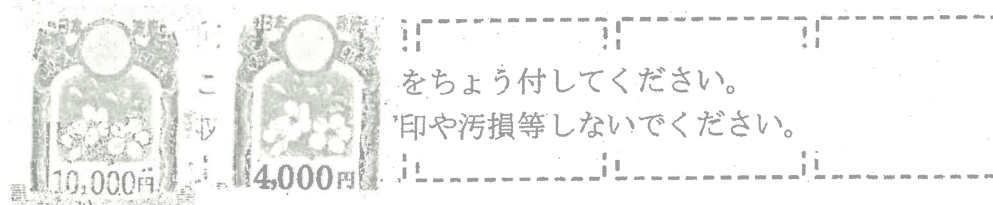


別記

様式第一号（第五条関係）



（ちょう付した収入印紙の額 14,000 円）

品 種 登 録 願

農林水産大臣 殿

令和6年3月29日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。

（この願書を提出する者）

☒出願者 ☐代理人（品種登録管理人を含む。以下同じ）（1. (3)に記載）

1. 出願者

（1）住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ

ヤマグチケンヤマグチシタキマチ

住所又は居所：（〒753-8501）山口県山口市滝町1番1号

フリガナ ヤマグチケン

氏名又は名称：山口県

（ローマ字表記）：Yamaguchi Prefecture

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：山口県知事 村岡 嗣政

電話番号：083-933-3111

FAX 番号： —

E-mail アドレス： —

☒上記の他に出願者はいない。

☐上記の他に出願者がいる。（出願者が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

(2) 出願者の国籍： 日本
(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)

(3) 代理人（代理人による出願の場合のみ記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：(〒)

フリガナ

氏名又は名称： _____

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： _____

FAX 番号: _____

E-mail アドレス: _____

☐上記の他に代理人はいない。

□上記の他に代理人がいる。（代理人が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

2. 文書送付先（国内の住所等）

(1) 住所又は居所：(〒747-0004) 山口県防府市牟礼10318

あて名：山口県農林総合技術センター

電話番号：0835-28-0211

FAX 番号 : 0835-38-4115

E-mail アドレス : a17201@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 上記(1)の住所又は居所は、次の者のものである。

☐出願者の1人 ☐代理人 ☒業務用住所（非居住者の場合など）

3. 農林水産植物の種類

学 名 (ローマ字) : Oryza sativa L. _

和 名 : 稲種

4. 出願品種の名称

フリガナ	ヤマグチ 1 2 ゴウ									
品種名称	山	口	1	2	号					
ローマ字 表記	YAMAGUCHI 12GO									

(ます目に記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の拗音(や、ゆ、よ等)及び促音(っ・っ)は、ます目の左下に記載する。)

5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、

☐ 出願者と同一である。(育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。)

☒ 出願者と異なる。

フリガナ

住所又は居所:

フリガナ ワタナベ ダイスケ

氏 名 : 渡辺 大輔

(ローマ字表記) : Watanabe Daisuke

☒ 別紙あり(複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) (育成をした者と出願者が異なる場合) 出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。

☒職務育成品種

☐契約 (特定承継)

☐相続等 (一般承継)

☐その他 (具体的に記載) : _____

(3) 本品種が育成された国 : 日本

6. 外国での出願

☐該当する。(以下に記載すること。)

国又は政府間機関名 : _____

出願年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

出願番号 : _____

審査状況 ☐審査中 ☐拒絶 ☐取下げ ☐登録

☐品種名称 : _____ 又は ☐仮名称 : _____

☐別紙あり (出願先が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。)

7. 優先権の主張

☐該当する。(以下に記載すること。)

以下の出願に関して優先権を主張します。

国又は政府間機関名 : _____

出願年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

出願した品種名称 : _____

8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

(1) 日本における譲渡

☒譲渡していない。

☐譲渡した。(以下に記載すること。)

_____ 年 _____ 月 _____ 日に日本で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : _____

(2) 外国における譲渡

☒譲渡していない。

☐譲渡した。(以下に記載すること。)

_____ 年 _____ 月 _____ 日に (国名) _____ で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : _____

9. 外国の審査当局における特性審査の実施状況（最先願の国についてのみ記載すること。）

出願品種の特性審査については、

- ☐ (国名) _____ で完了した。
☐ (国名) _____ で実施中。
☐ (国名) _____ でまだ開始されていない。
☐ (国名) _____ では実施しない。

10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性
様式第2号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。

11. 他法律の規定による出願料の特例規定の適用

☒ 適用なし

☐ 適用あり（以下に法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載すること。）

法律名 _____

確認書の番号 _____

12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報

- (1) 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）

☒ 届出あり

☐ 届出なし

- (2) 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）

☒ 届出あり

☐ 届出なし

13. 宣誓

私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることをここに宣誓します。

（出願者又は代理人が宣誓すること。）

☒ はい ☐ いいえ

(願書別紙)

1. 出願者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒 ）

フリガナ コ

氏名又は名称：

（ローマ字表記）：

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：

FAX 番号： _____

E-mail アドレス： _____

出願者の国籍： _____

（出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。）

3. 出願品種の育成者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ ハジマ マサヤス
氏 名： 羽嶋 正恭
(ローマ字表記) : Hajima Masayasu

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ マツナガ マサシ
氏 名： 松永 雅志
(ローマ字表記) : Matsunaga Masashi

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ ジンノウチ テルヒサ
氏 名： 陣内 暉久
(ローマ字表記) : Jinnouchi Teruhisa

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ トモカワ マイコ
氏 名： 頼川 麻衣子
(ローマ字表記) : Tomokawa Maiko

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ ハラダ リョウ
氏 名： 原田 凌
(ローマ字表記) : Harada Ryo

フリガナ
住所又は居所：
フリガナ イシカワ サトル
氏 名： 石川 覚
(ローマ字表記) : Ishikawa Satoru

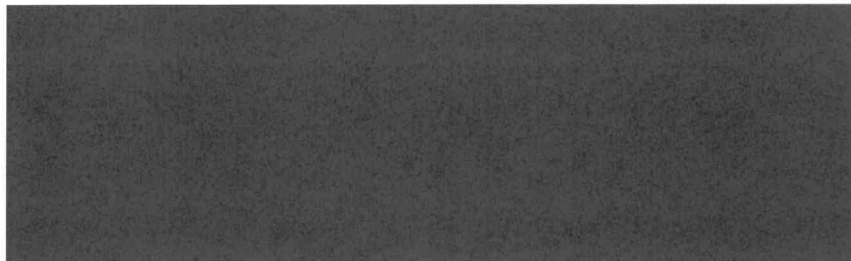
フリガナ
住所又は居所：
フリガナ アベ タダシ
氏 名： 安部 匡
(ローマ字表記) : Abe Tadashi

(別添様式)

品種登録願を補足する情報

1. 出願者（品種登録願「1. 出願者」関係の補足）

- (1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。



- (2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

- (3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

2. 職務育成品種（品種登録願「5. 出願品種の育成者」関係の補足）

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」を付すこと。

☒ 使用者等による出願

☐ 従業者等による出願（下欄に使用者等の名称及び住所を記載）

使用者等の名称： _____

住 所： _____

[I . 提出物件及び添付書面の目録]

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

☒ 1. 願書様式

- ☐ 願書別紙 1. 出願者（2人目以降）
- ☐ 願書別紙 2. 代理人（2人目以降）
- ☒ 願書別紙 3. 出願品種の育成者（2人目以降）
- ☐ 願書別紙 4. 外国での出願（2件目以降）

☒ 2. 品種登録願を補足する情報を記載した書面

☒ 3. 説明書

☐ 4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）

☐ 5. 出願者が種苗法第 11 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）

☒ 6. 出願品種の植物体の写真

☐ 7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）

☐ 8. 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面

- ☐ (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下 8 において「住所等」という。）を有するとき

出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

- ☐ (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

- ☐ (3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき

☐ a 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

☐ b 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）

☐ c 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）

- ☐ (4) 出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

☒ 9. 試作データ (別紙参考成績書)

☒ 10. その他 (書類名を記載すること)

- ・ 職務品種育成登録出願決定通知 (写し)
- ・ 地位承継書 (写し)
- ・ 職員の職務育成品種に関する規定 (写し)
- ・ 職員の職務育成品種に関する事務取扱要領 (写し)

[Ⅱ. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出に関する情報]

1. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出 (様式第 8 号の 2 関係)

☒ 届出あり

2. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出 (様式第 8 号の 3 関係)

☒ 届出あり

様式第二号（第七条関係）

説 明 書

1. 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： *Oryza Sativa L.*

和 名： 稲種

2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ ヤマグチケンホフシム

住所又は居所：（〒747-0004）山口県防府市牟礼 1 0 3 1 8

フリガナ ヤマグチケンノウリンソウコウキジュツセンターノウリンキョウキジュツブ ワタナベダイスケ

氏 名：山口県農林総合技術センター農林業技術部 渡辺 大輔

（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）

電 話 番 号：0835-28-1211

F A X 番 号：0835-38-4115

E-mailアドレス：a17201@pref.yamaguchi.lg.jp

3. 出願品種の名称

フリガナ ヤマグチ 1 2 ゴウ

品 種 名 称： 山口 1 2 号

（ローマ字表記）： YAMAGUCHI 1 2 GO

4. 出願品種の育成及び繁殖の方法

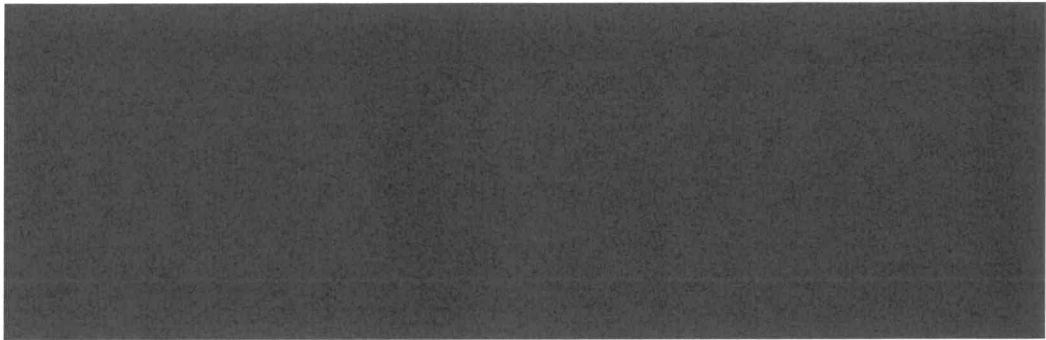
（1）育成方法

☐ 母親の品種名：

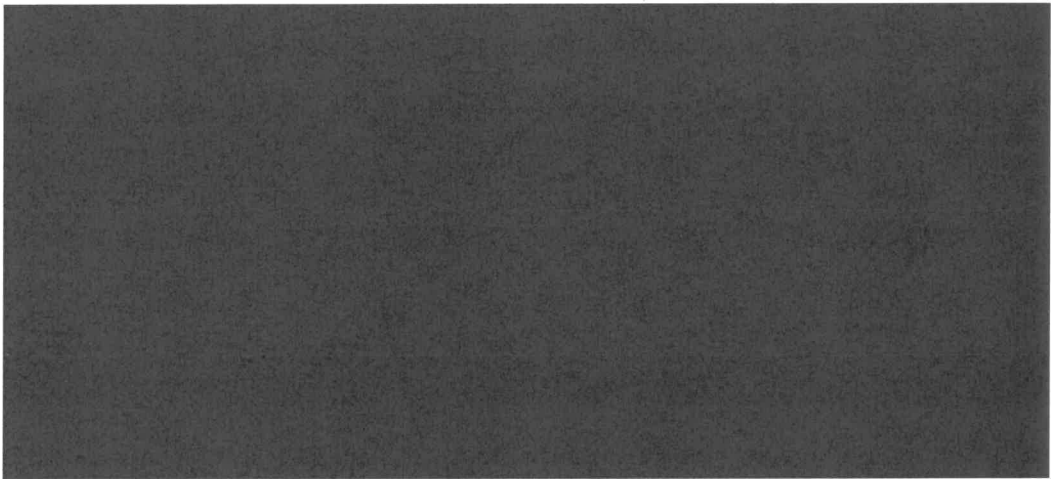
☐ 父親の品種名： コシヒカリ環 1 号

（2）育成経過（（1）について、いつどこで、どのように育成したか詳細を記載する。）

山口県農林総合技術センターにおいて を母とし、「
コシヒカリ環 1 号」を父として



(3) 繁殖方法



5. 出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
[Redacted content]			

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性
[Redacted content]			

7. 品種審査において参考となり得る追加情報

- (1) 上記5及び6に記載された情報に加え、出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質（審査基準にない形質）はありますか。

[Redacted area]

- (2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。

[Redacted area]

- (3) その他の情報

[Redacted area]

8. 栽培の承認

- (1) 出願品種は、環境保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。

[Redacted area]

- (2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関係する法令の名称を記載してください。

[Redacted area]

- (3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に得ていますか。

[Redacted area]

9. 審査用種苗に関する情報

特性は、病虫害、薬物処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、採穂条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

[Redacted area]

10. 出願品種の栽培状況に関する情報

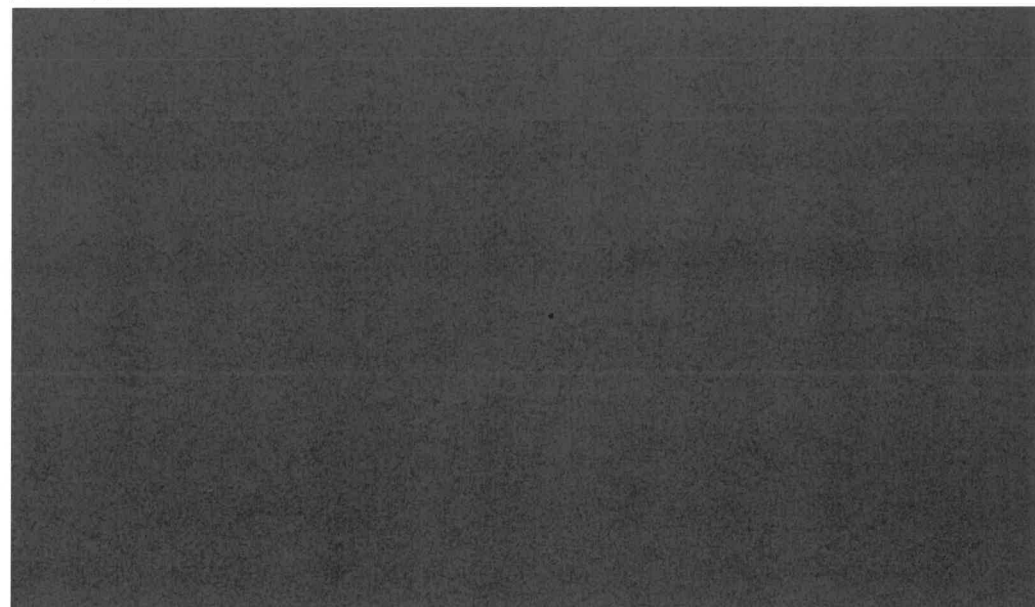
- (1) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。

A large black rectangular redaction box covering the response area for item (1).

- (2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を設定する予定年月を記載してください。

A large black rectangular redaction box covering the response area for item (2).

- (3) 日本国内における作型について記載してください。

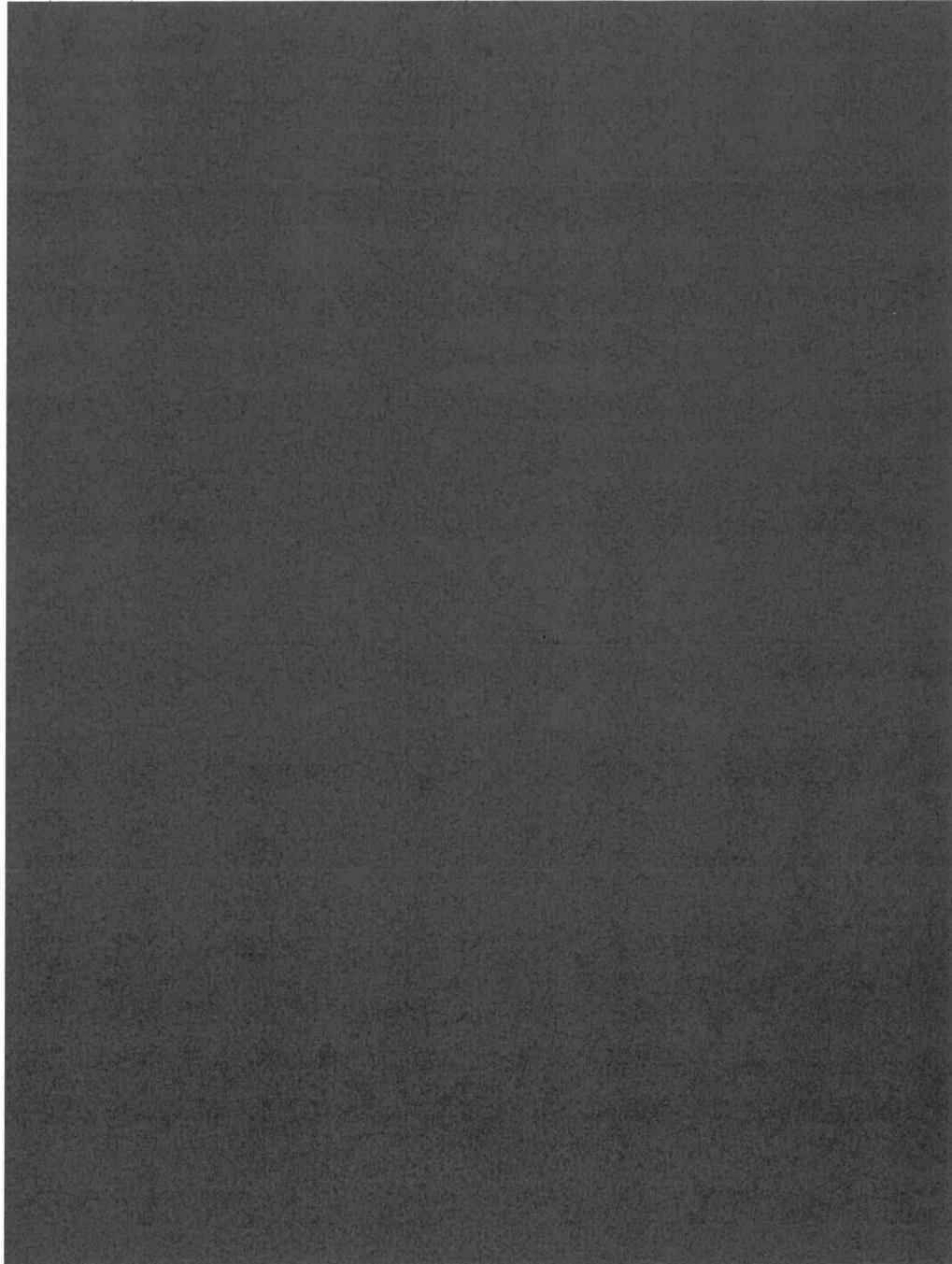
A large black rectangular redaction box covering the response area for item (3).

5. 出願品種の形質及び特性

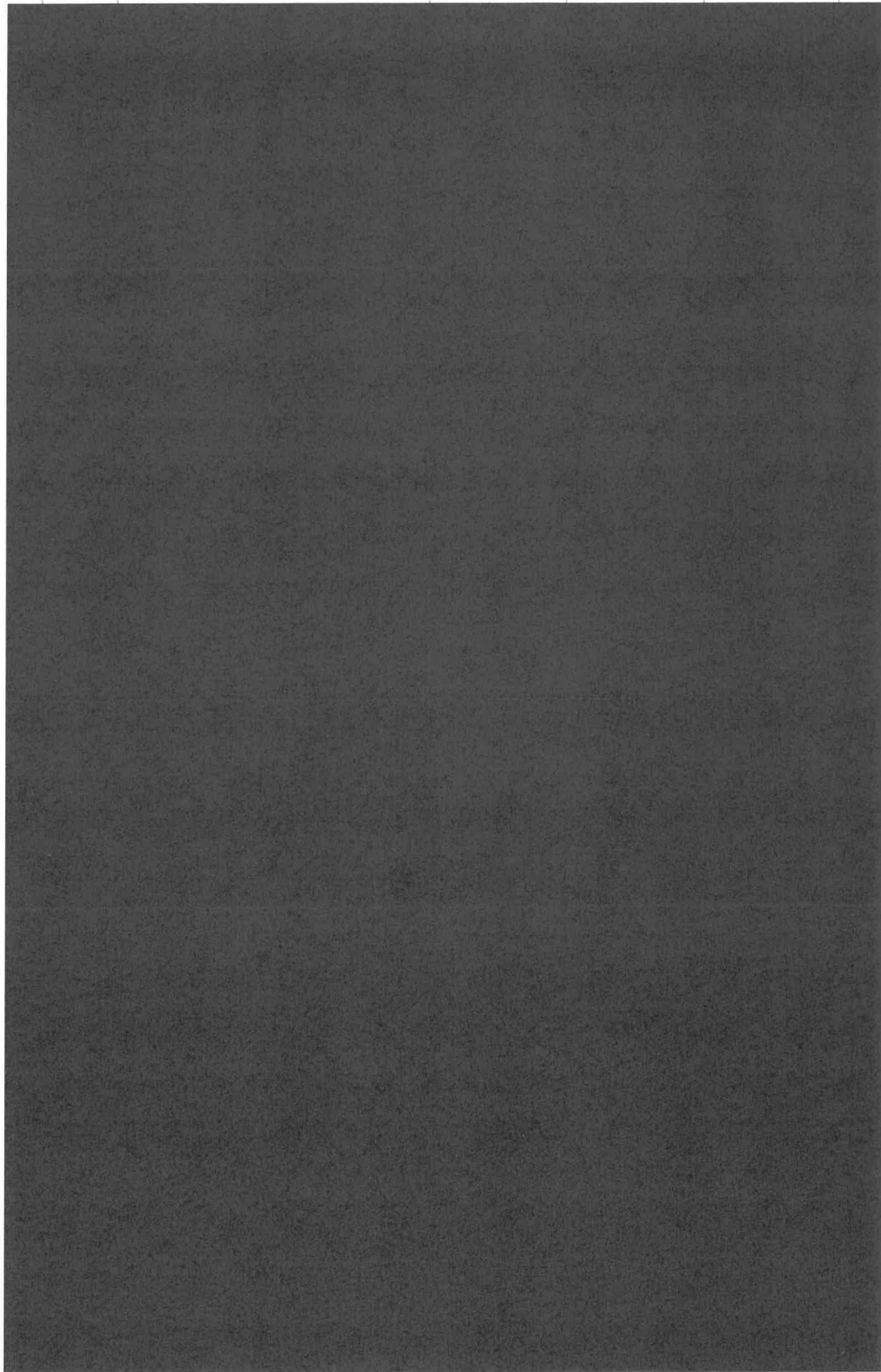
植物の種類: *Oryza sativa* L. (稲種)

出願品種名称: 山口12号

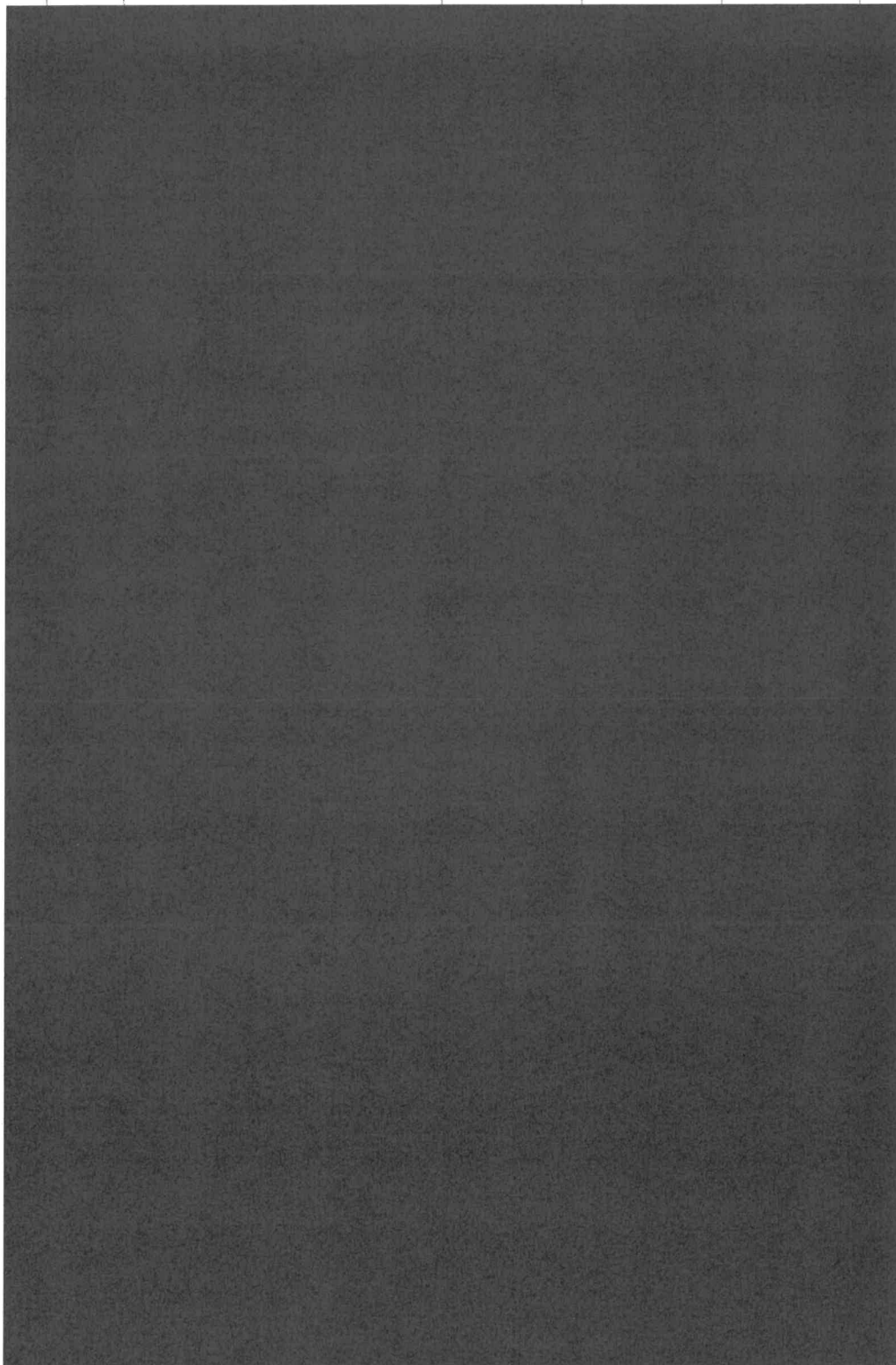
形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値 (特性値)	(参考) 測定値等
------	-----	----	-------------------	--------------



形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値 (特性値)	(参考) 測定値等
------	-----	----	-------------------	--------------

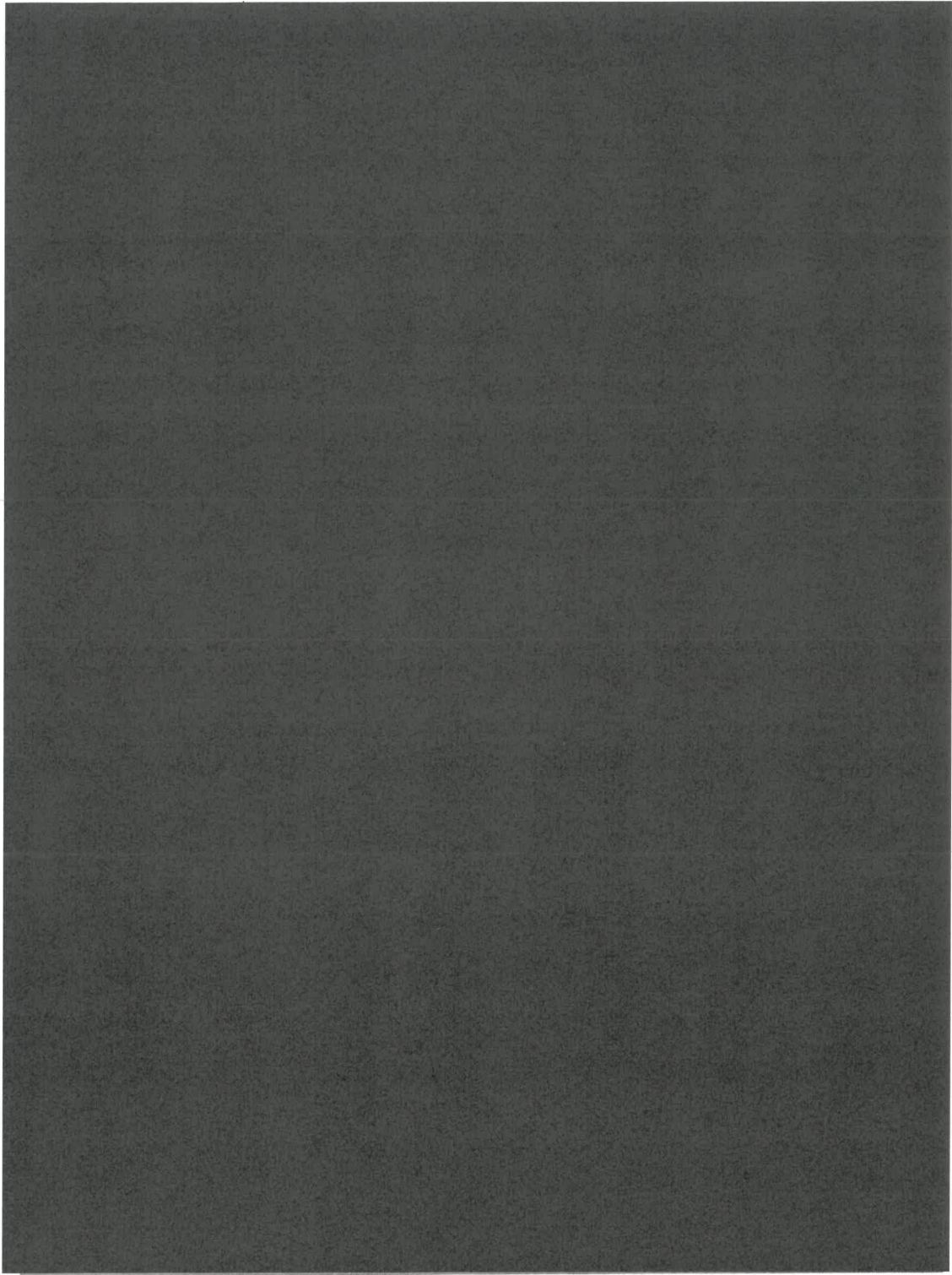


形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値 (特性値)	(参考) 測定値等
------	-----	----	-------------------	--------------



(参考情報) 調査年月日、調査場所、調査者等を記載ください。



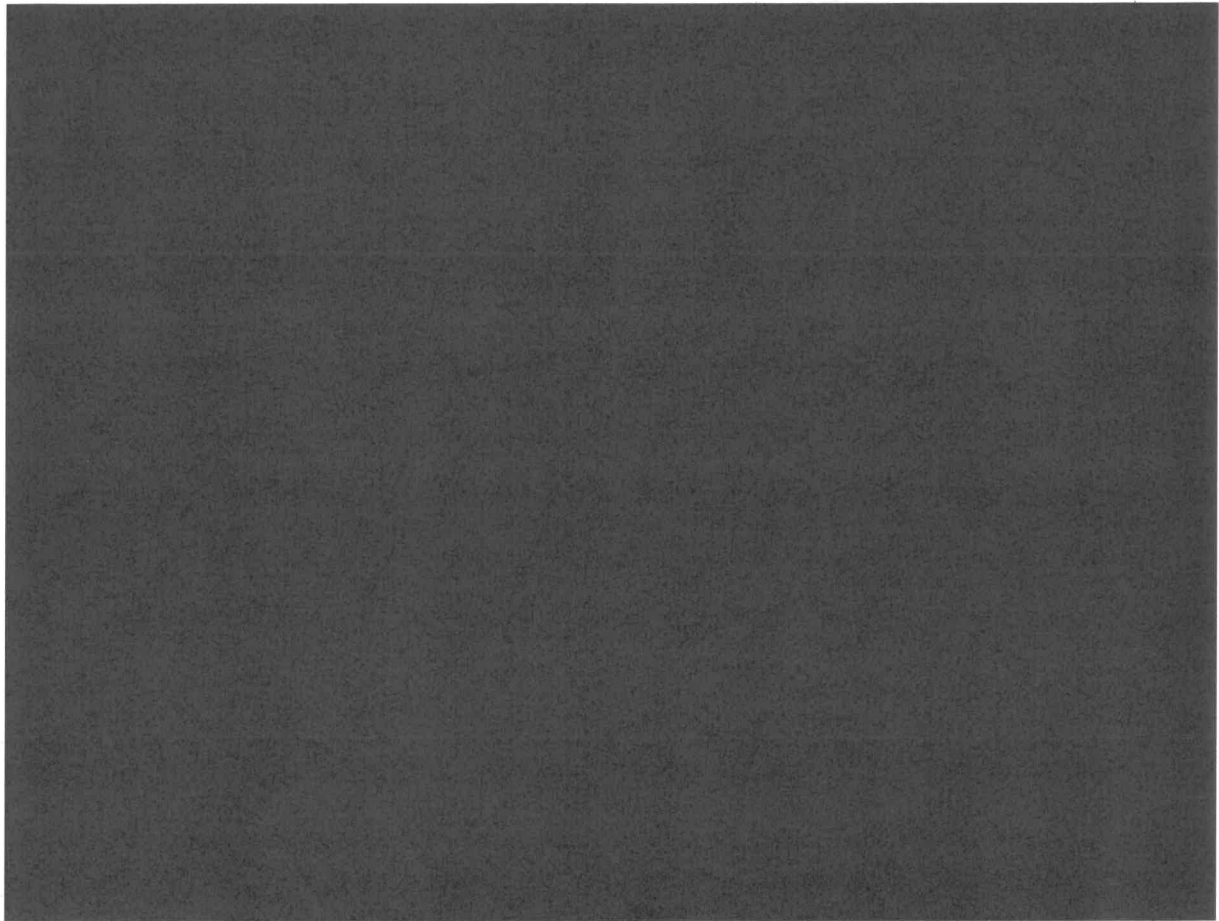


撮影年月日

撮影場所

品種名



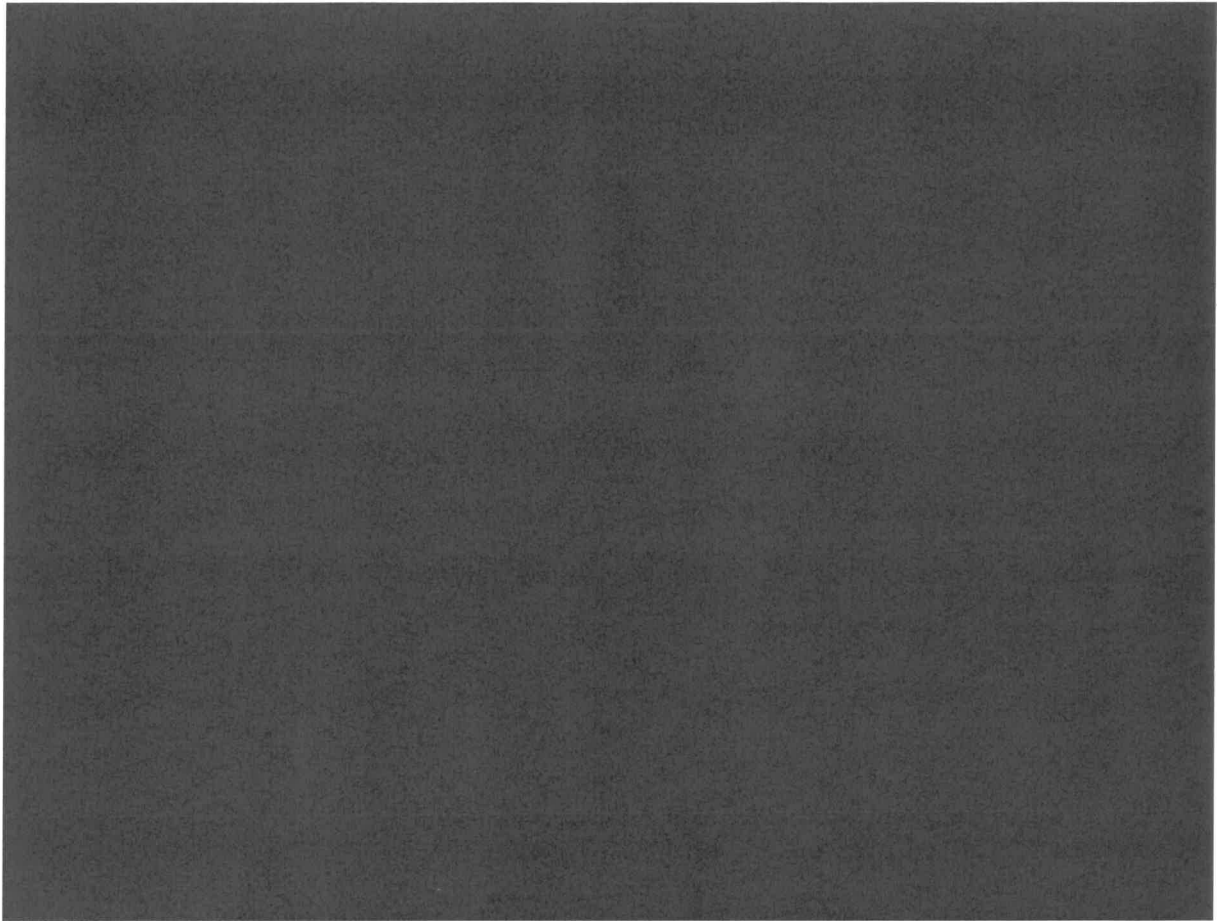


撮影年月日

撮影場所

品種名





撮影年月日

撮影場所

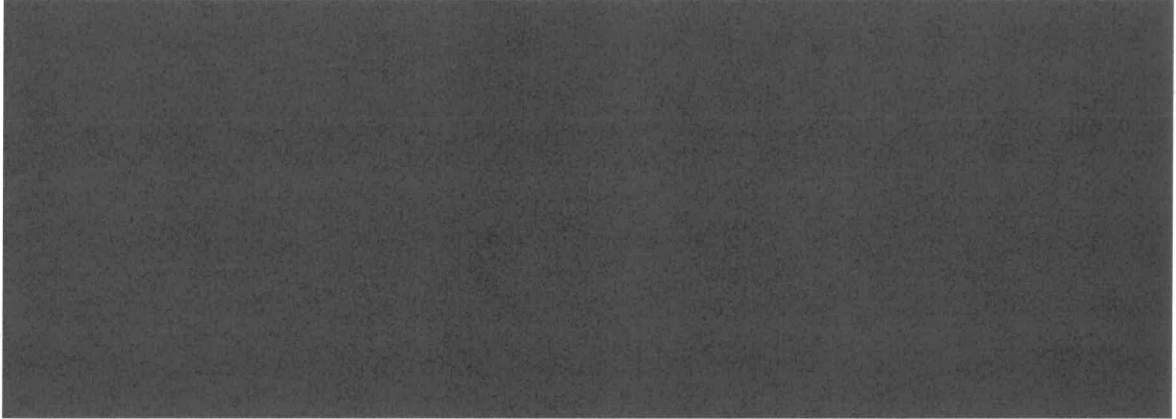
品種名



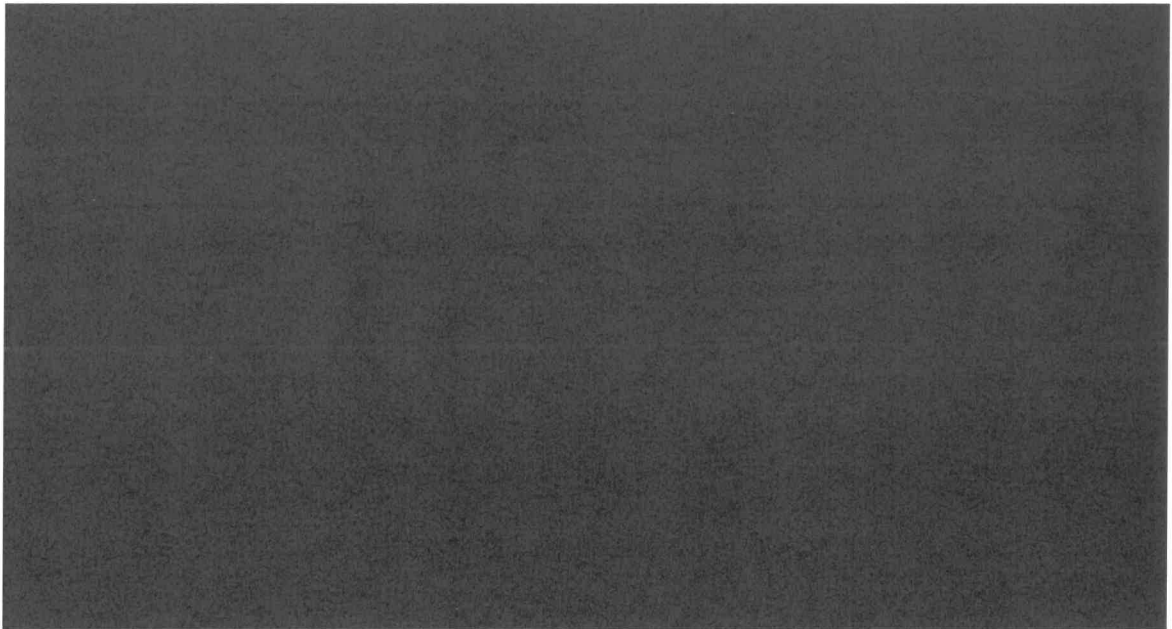
系統名 山口 12 号

1 育成経過

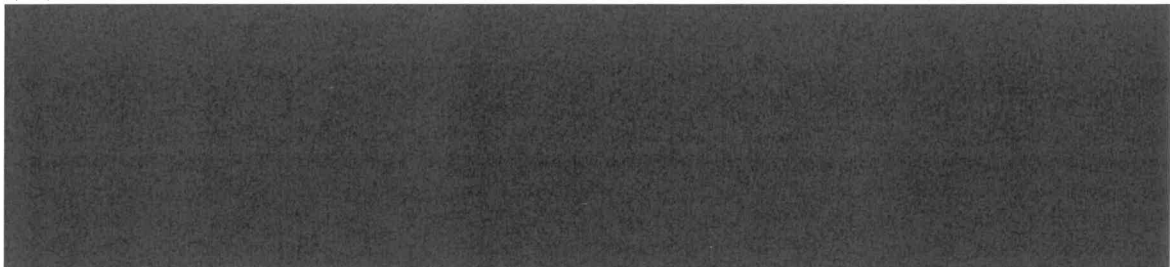
(1) 来歴



(2) 系譜

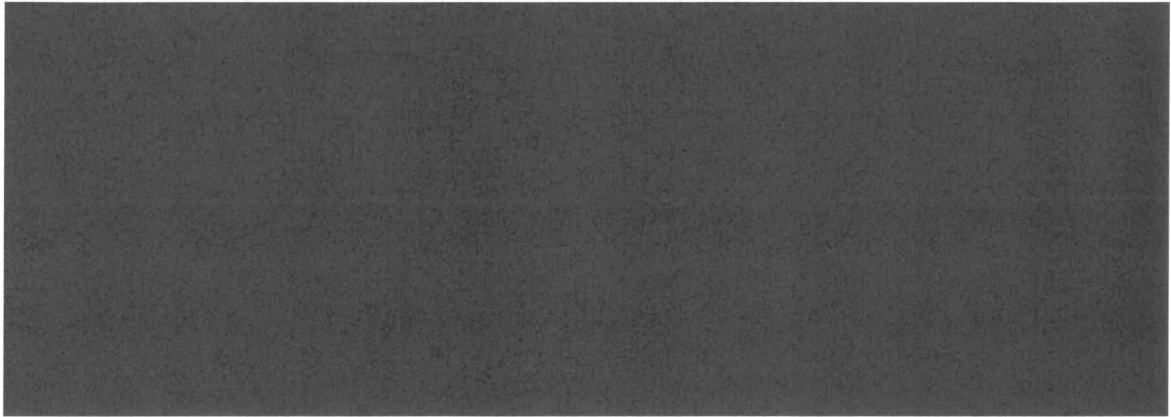


(3) 選抜経過

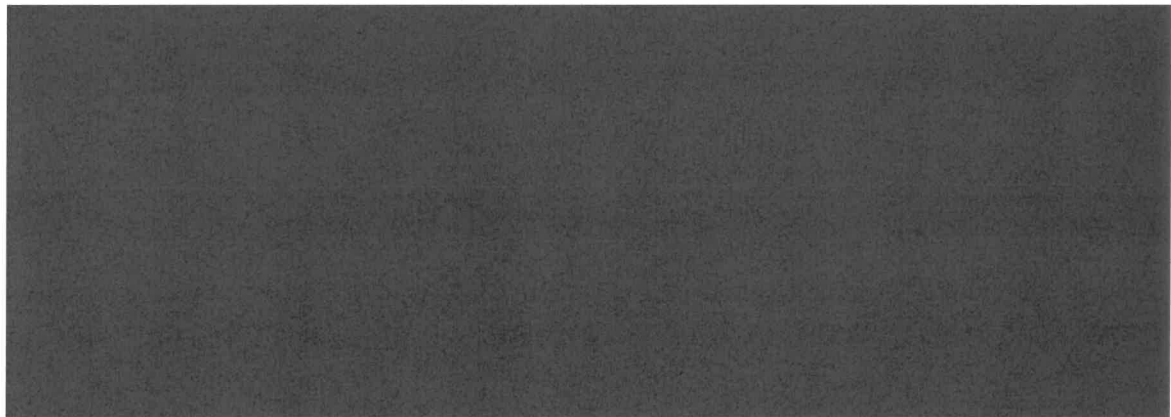


2 特性の概要

(1) 形態的特性



(2) 生態的特性



(3) 収量性



(4) 品質、食味特性

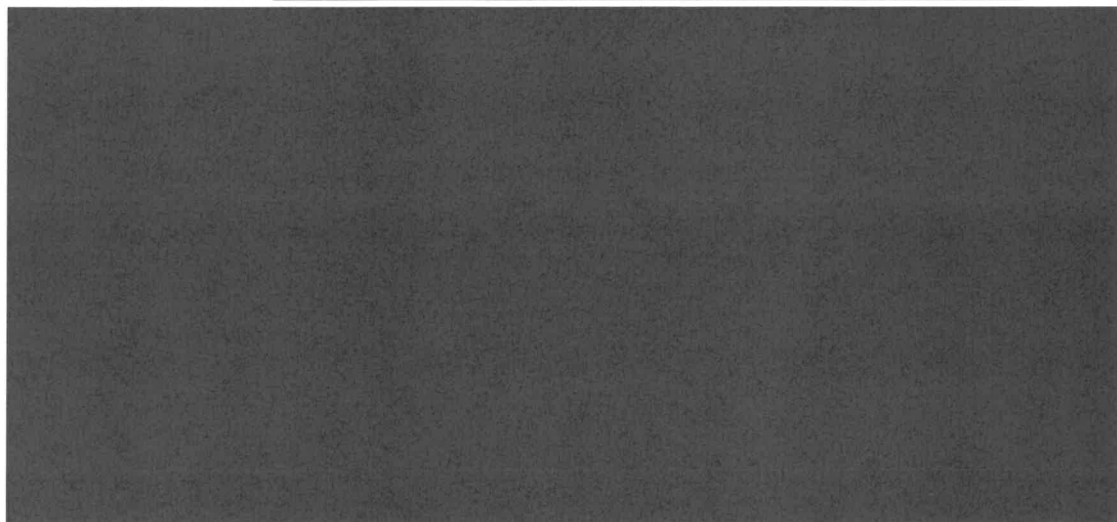


3 試験成績

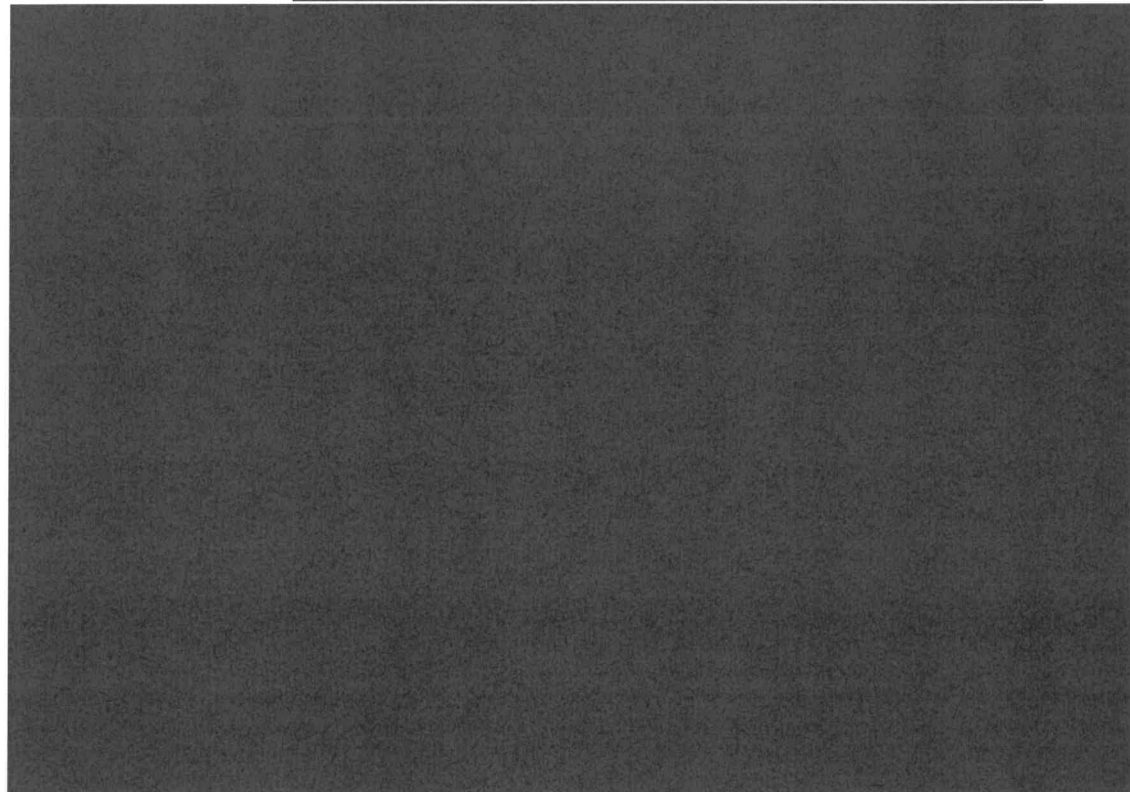
(1) 諸特性



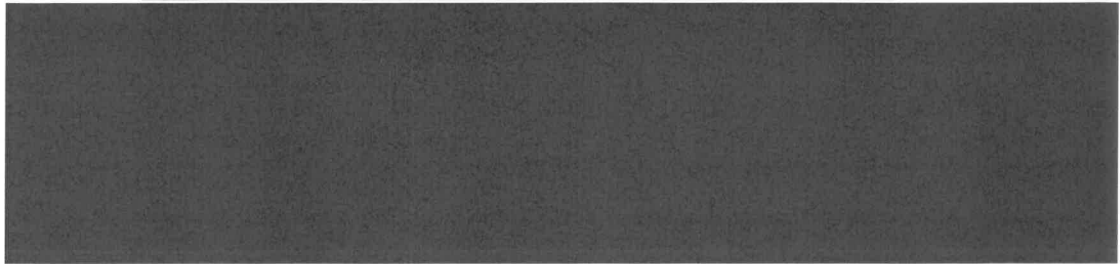
(2) 生産力検定成績



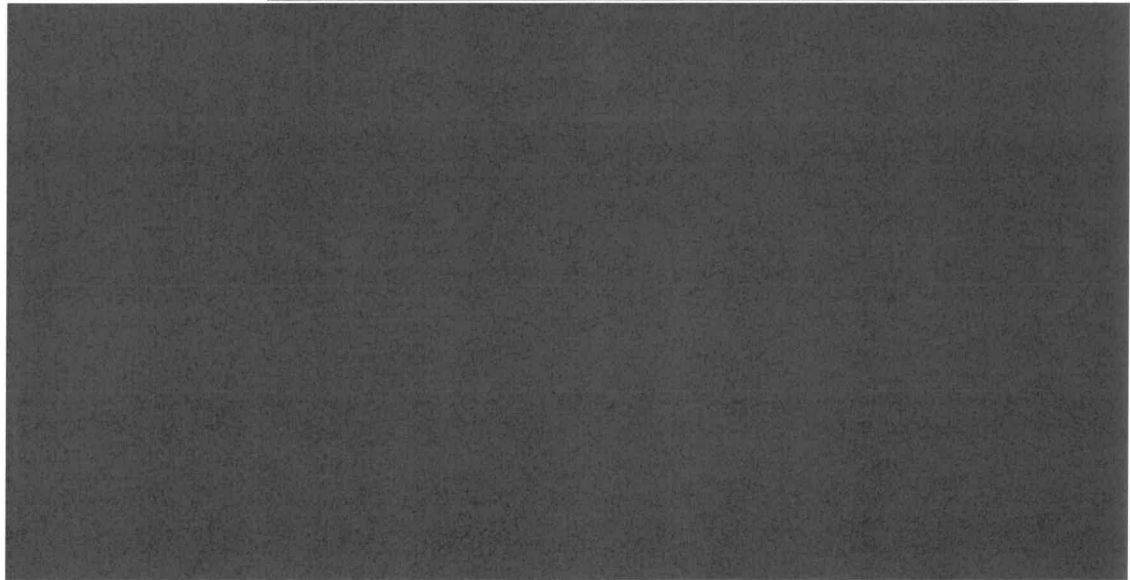
(3) 作期移動試験成績



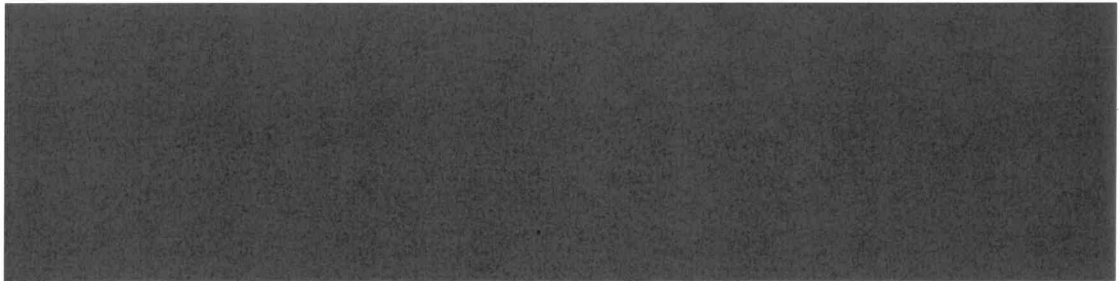
(4) 粒形



(5) 玄米の粒厚分布



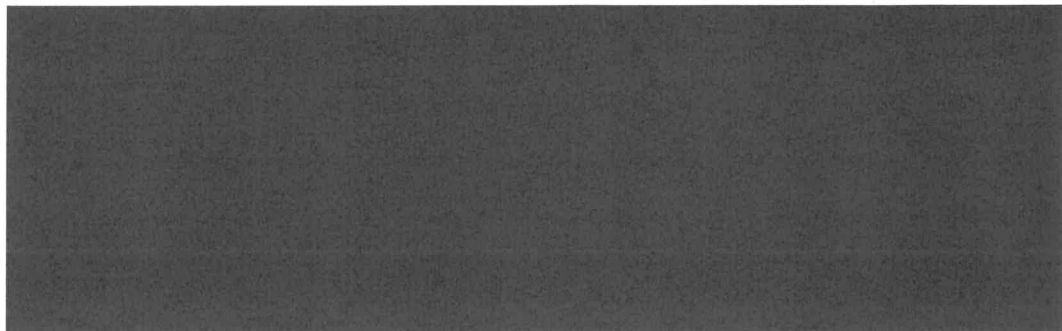
(6) いもち病真性抵抗性遺伝子の推定



(7) 葉いもちほ場抵抗性検定結果



(8) 白葉枯病ほ場抵抗性検定結果



(9) 穂発芽性検定結果



(10) カドミウム吸収性



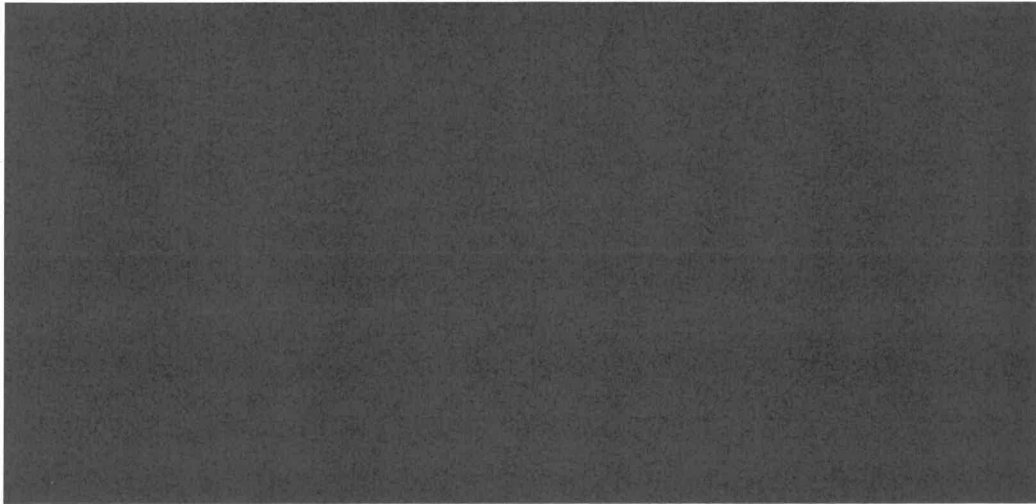
(11) 高温登熟性検定結果



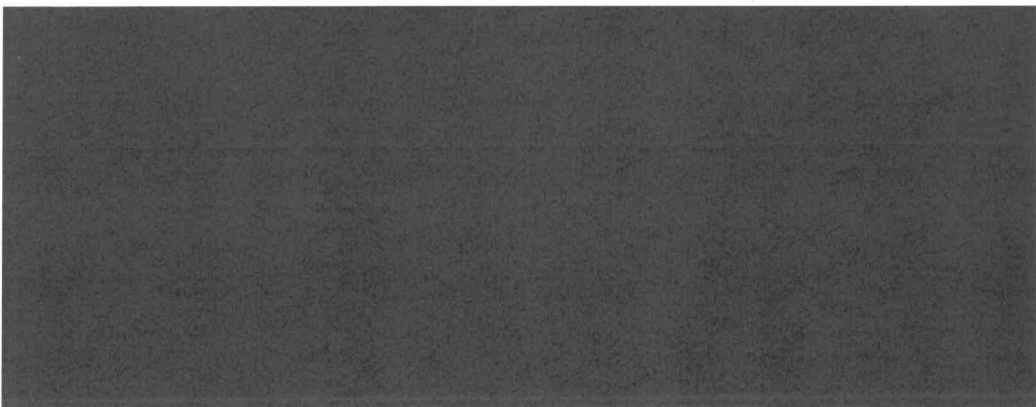
(12) 固定度



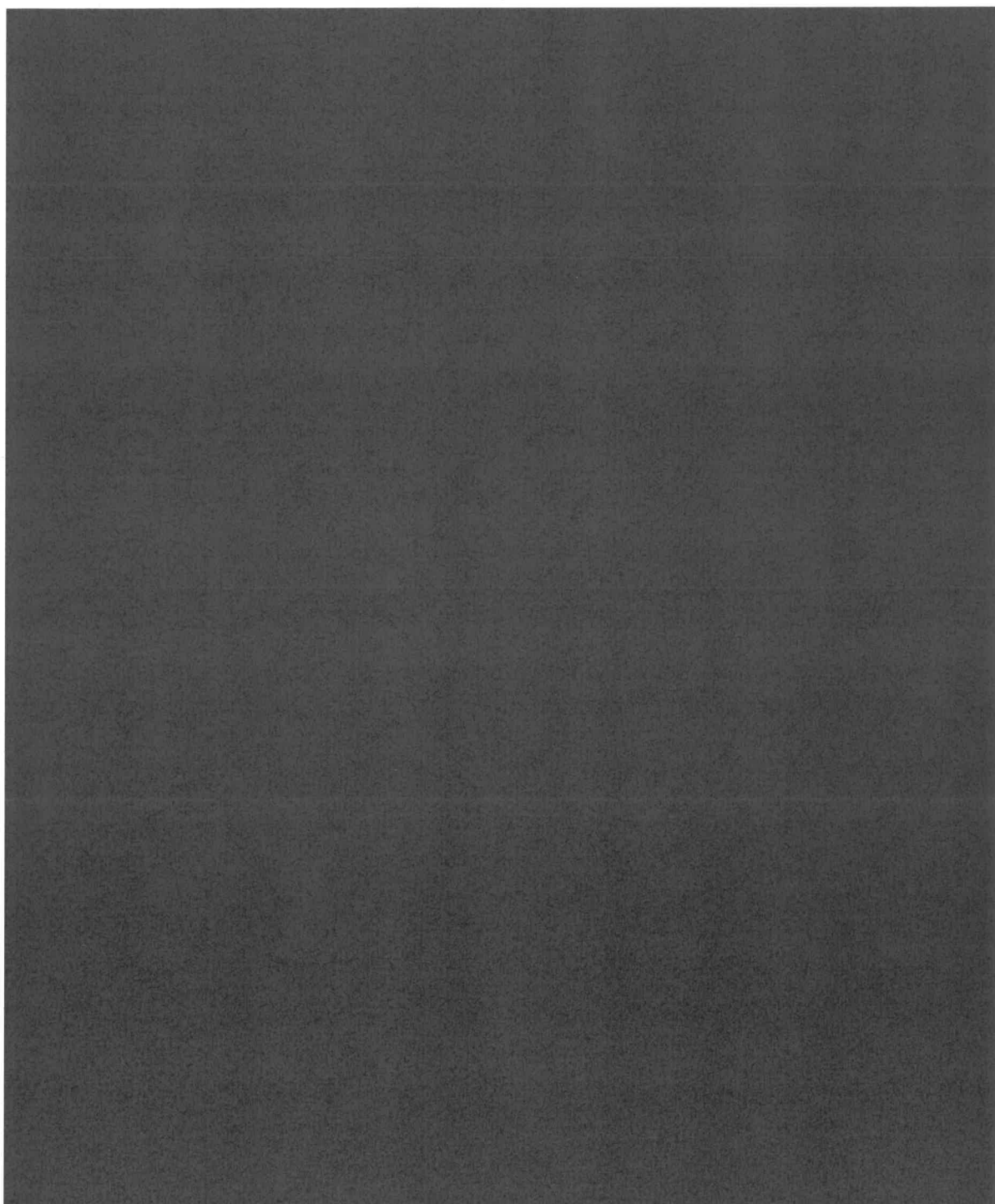
(11) 現地試験成績



(12) 食味官能評価



特性一覧表



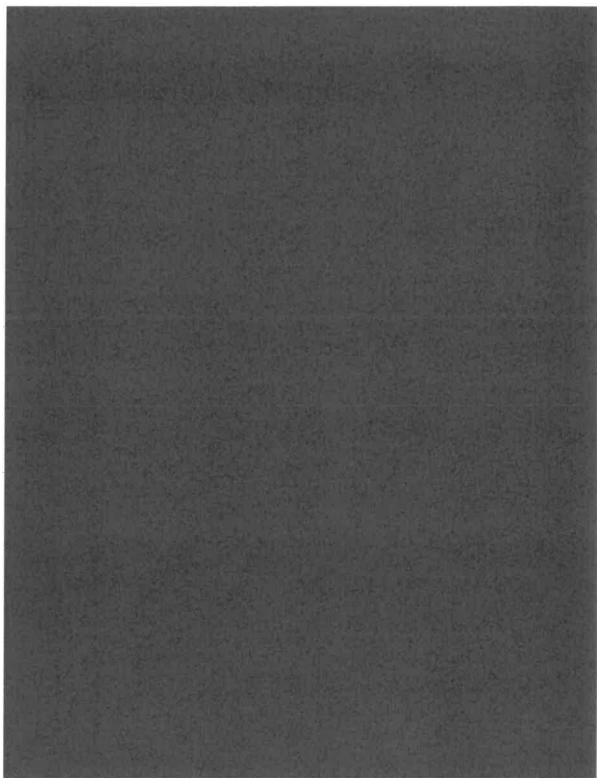


写真1 草姿

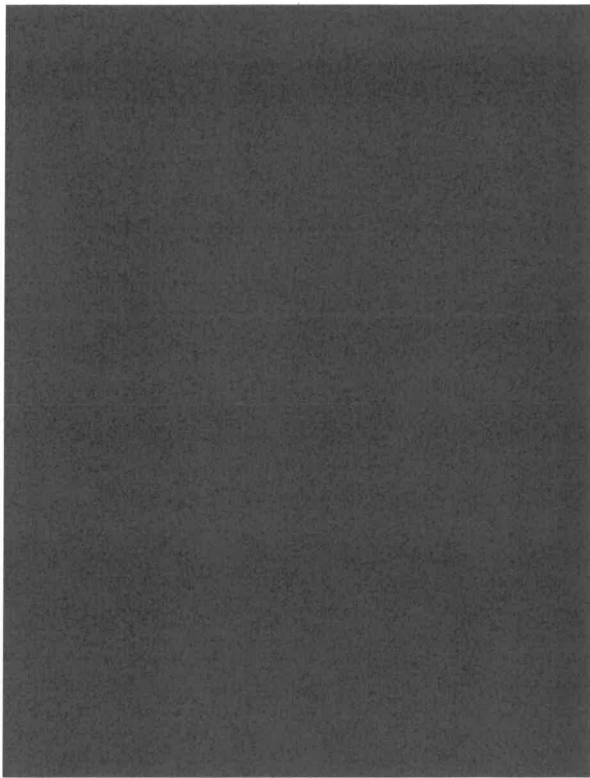


写真2 粳、玄米

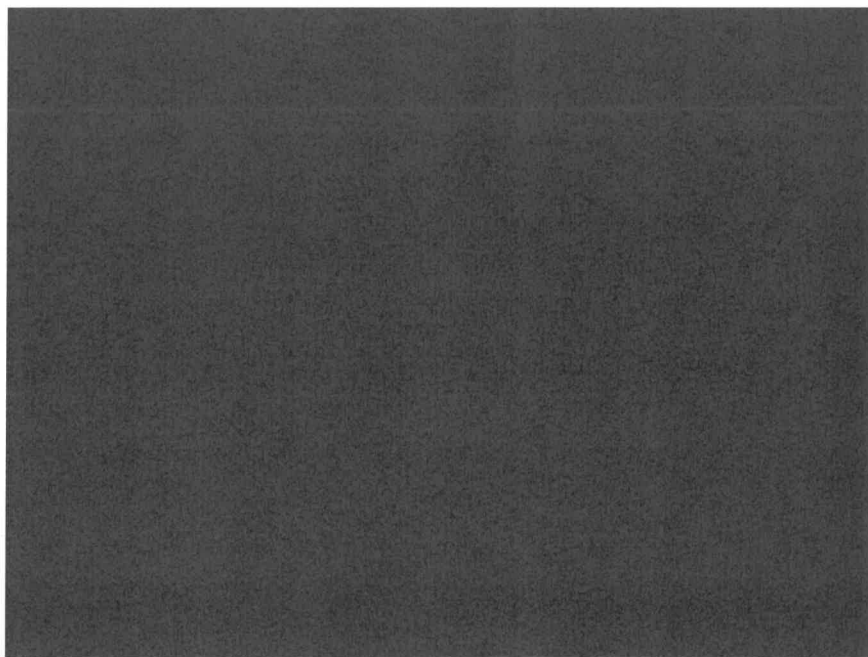


写真3 立毛の様子（傾穂期頃）

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

鞆川 麻衣子 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稻 (系統名 : 山口 1 2 号)」
決 定 の 内 容	

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

陣内 暉久 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稲 (系統名 : 山口 1 2 号)」
決 定 の 内 容	

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

羽嶋 正恭 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稲（系統名：山口 1 2 号）」
決 定 の 内 容	

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

松永 雅志 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稲（系統名：山口 1 2 号）」
決 定 の 内 容	

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

原 田 凌 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、
次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定に
より通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稲（系統名：山口 1 2 号）」
決 定 の 内 容	

職務品種育成登録出願決定通知書

令 5 農 水 政 策 第 8 2 6 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 9 日

渡辺 大輔 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

令和 6 年 2 月 8 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、「職員の職務品種育成に関する規程」第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	「稲（系統名：山口 1 2 号）」
決 定 の 内 容	

地 位 承 継 書

令和6年(2024年) 2月22日

山 口 県 知 事 様

育成者 住所

氏名 渡辺 大輔

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があった下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	水稻 系統名：山口12号
-------------------------	-----------------

地 位 承 継 書

令和6年(2024年) 2 月 22日

山 口 県 知 事 様

育成者 住所

氏名 原田 凌

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があった下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農 林 水 産 植 物 の 種 類 及び品種の育成系統名	水 稻 系統名：山口12号
---------------------------------	------------------

地位承継書

令和6年(2024年) 2月21日

山口県知事様

育成者 住所

氏名

松永雅志

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があった下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	水稻 系統名：山口12号
-------------------------	-----------------

地 位 承 継 書

令和6年(2024年) 2月 22日

山 口 県 知 事 様

育成者 住所

氏名 羽 嶋 正 恭

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があった下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	水稻 系統名：山口12号
-------------------------	-----------------

地 位 承 継 書

令和6年(2024年)2月22日

山 口 県 知 事 様

育成者 住所

氏名 陣内 暉久

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があつた下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	水稻 系統名：山口12号
-------------------------	-----------------

地位承継書

令和6年(2024年)2月26日

山口県知事様

育成者 住所

氏名 朝川 麻衣子

令和6年(2024年)2月19日付け令5農水政策第826号で品種登録の出願の決定通知があった下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	水稻 系統名：山口12号
-------------------------	-----------------

職員の職務品種育成に関する規程

平成 2 年 3 月 3 0 日
山口県訓令第 3 号

改正 平成 6 年 3 月 31 日訓令第 7 号
平成 8 年 3 月 29 日訓令第 4 号
平成 15 年 2 月 28 日訓令第 1 号
平成 16 年 12 月 21 日訓令第 17 号
平成 18 年 3 月 31 日訓令第 13 号
平成 25 年 3 月 29 日訓令第 11 号
令和元年 6 月 28 日訓令第 8 号
令和 3 年 3 月 26 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、職務品種育成に係る品種についての登録の出願、登録補償金及び利用補償金の支払等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 知事が任命する一般職に属する職員をいう。
- (2) 課 産業戦略部、山口県行政組織規則(昭和 43 年山口県規則第 15 号。以下「組織規則」という。)第 8 条第 1 項に規定する課及び室、組織規則第 15 条第 1 項に規定する課並びに山口県労働委員会事務局をいう。
- (3) 出先機関 組織規則第 3 条第 2 号に規定する出先機関をいう。
- (4) 所属長 課及び出先機関の長(産業戦略部にあっては、部次長)をいう。
- (5) 品種 種苗法(平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する品種をいう。
- (6) 利用 法第 2 条第 5 項に規定する利用をいう。
- (7) 育成 法第 3 条第 1 項に規定する育成をいう。
- (8) 育成者権 法第 19 条第 1 項に規定する育成者権をいう。
- (9) 職務品種育成 職員がした品種の育成であって、その性質上職員の所属し、又は所属していた課又は出先機関の分掌事務の範囲内に属し、かつ、その育成をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(職務品種育成の届出)

第 3 条 職員は、職務品種育成をしたときは、遅滞なく、職務品種育成届(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類等を添え、所属長を経由してその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 種苗法施行規則(平成 10 年農林水産省令第 83 号)第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した説明書
- (2) 品種の植物体の写真
- (3) 職務品種育成をするに至った経緯を記載した書面

(4) 品種が2人以上の者によって共同で育成された場合にあっては、それらの者が当該品種について法第18条第1項の規定による品種登録(以下「品種登録」という。)を受けたとしたならば有することとなる育成者権の持分(以下「受益割合」という。)を証する書面

- 2 所属長は、前項の職務品種育成届を受理したときは、遅滞なく、これに意見書(別記第2号様式)を添えて知事に送付しなければならない。
(品種登録の出願の決定等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による職務品種育成の届出があったときは、当該届出に係る品種について法第5条第1項の品種登録の出願(以下「品種登録の出願」という。)を県が行うかどうかの決定をし、その結果を当該届出をした職員に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、所属長が前条第1項の職務品種育成届を受理した日から3月以内にすることを要する。
(品種登録の出願の制限等)

第5条 職務品種育成をした職員は、前条第1項の規定により品種登録の出願を行わないと決定した旨の通知を受けた場合(以下「制限が解除された場合」という。)を除き、当該職務品種育成に係る品種について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 品種登録の出願をすること。
 - (2) 県以外の者に育成をした者の地位を承継させること。
 - (3) 利用をすること。
 - (4) 他人に利用を許諾すること。
- 2 職務品種育成をした職員は、制限が解除された場合を除き、当該職務品種育成に係る品種を共同で育成した者又はその承継人(以下「共同育成者等」という。)が前項第2号に掲げる行為をすることに同意しようとするときは、あらかじめ、地位承継同意承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 職務品種育成をした職員は、制限が解除された場合を除き、共同育成者等が第1項第3号又は第4号に掲げる行為をすることに同意してはならない。

(登録補償金の支払)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により品種登録の出願を行うと決定した品種について県が品種登録を受けたときは、当該品種について職務品種育成をした職員(当該職員から法第8条第2項の規定による相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を承継した者がある場合にあっては、当該承継人。以下「相当の利益を受ける権利を有する者」という。)に対し、登録補償金を支払うものとする。

- 2 前項の規定による登録補償金(以下「登録補償金」という。)の額は、品種登録1件につき1万円(品種登録を受けた品種を共同で育成した者のうちに職務品種育成をした職員以外の者がある場合(以下「職員以外の者がある場合」という。)にあっては、1万円に職務品種育成をした職員の受益割合(当該職員が2人以上ある場合にあっては、それらの受益割合の合計。以下「合計受益割合」という。)を乗じて得た額)とする。

- 3 1 件の品種登録について相当の利益を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、登録補償金は、当該権利の割合に応じて支払うものとする。

(利用補償金の支払)

第7条 知事は、第4条第1項の規定により品種登録の出願を行うと決定した品種で品種登録を受けたものにより、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に県が財産上の利益を得たときは、相当の利益を受ける権利を有する者に対し、利用補償金を翌年5月31日までに支払うものとする。

- 2 前項の規定による利用補償金(以下「利用補償金」という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を基準として、知事が品種登録1件ごとに決定する。

(1) 法第25条第1項の規定による専用利用権の設定又は法第26条第1項の規定による通常利用権の許諾により財産上の利益を得た場合 当該利益の額(職員以外の者がある場合にあっては、当該利益の額のうち合計受益割合に相当する部分に限る。)に100分の50を乗じて得た金額

(2) 育成者権を譲渡することにより財産上の利益を得た場合 当該利益の額(職員以外の者がある場合にあっては、当該利益の額のうち合計受益割合に相当する部分に限る。)に100分の50を乗じて得た金額

- 3 1 件の品種登録について相当の利益を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、利用補償金の額は、当該権利の割合に応じて決定するものとする。

- 4 知事は、職務品種育成について県が貢献した程度が著しく低いと認められるときその他前2項の規定により利用補償金の額を決定することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に利用補償金の額を決定することができる。

- 5 知事は、前3項の規定により利用補償金の額を決定したときは、速やかに、その旨を相当の利益を受ける権利を有する者に通知するものとする。

(不服の申立て)

第8条 相当の利益を受ける権利を有する者は、前条第5項の規定により通知を受けた利用補償金の額の決定に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、知事に不服の申立てをすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による不服の申立てを受理したときは、当該不服の申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内に、当該不服の申立てを却下し、若しくは棄却し、又は利用補償金の額を変更する旨の決定をし、その結果を当該不服の申立てをした者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、職務品種育成の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に県が登録の出願をした品種で職務品種育成に係るものは、第 4 条第 1 項の規定により登録の出願を行うと決定した品種とみなす。

附 則(平成 6 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 15 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 16 年訓令第 17 号)

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 13 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の職務品種育成に関する規程第 7 条の規定は、この訓令の施行の日以後に県が得た利益に係る利用補償金について適用する。

附 則(平成 25 年訓令第 11 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年訓令第 8 号)

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令第 8 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

職 務 品 種 育 成 届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 所 属
職氏名

下記のとおり職務品種育成をしたので、職員の職務品種育成に関する規程第3条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

植 物 体 の 種 類			
品種の育成系統名			
品種の育成をした者	所 属	職 氏 名	受益割合
品種の植物体の特性の概要			
職 務 と の 関 連			

添付書類

- 1 種苗法施行規則第7条第1項各号に規定する事項を記載した説明書
- 2 品種の植物体の写真
- 3 職務品種育成をするに至った経緯を記載した書面
- 4 品種が2人以上の者によって共同で育成された場合にあっては、品種登録を受けたとしたならば有することとなる育成者権の持分を証する書面

注 1 品種の育成をした者に職員以外の者がある場合にあっては、「所属」欄は、その者の勤務先を記入すること。

2 「受益割合」欄は、品種登録を受けたとしたならば有することとなる育成者権の持分を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

意 見 書

年 月 日

山口県知事 様

所属長 職氏名

年 月 日付けで届出のあった下記の職務品種育成について、職員の職務品種育成に関する規程第3条第2項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

植 物 体 の 種 類			
品種の育成系統名			
品種の育成をした者	所 属	職 氏 名	受益割合
職務との関連についての意見			
品種登録の可能性についての意見			
県が品種登録の出願を行うことについての意見			

注 1 品種の育成をした者に職員以外の者がある場合にあつては、「所属」欄は、その者の勤務先を記入すること。

2 「受益割合」欄は、品種登録を受けたとしたならば有することとなる育成者権の持分を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第5条関係)

地位承継同意承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 所 属

職氏名

下記の職務品種育成について、品種を共同で育成した者又はその承継人が県以外の者にその地位を承継させることに同意したいので、職員の職務品種育成に関する規程第5条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

植 物 体 の 種 類		
品 種 の 育 成 系 統 名		
同 意 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
地位を承継する者	住 所	
	氏 名	
同 意 の 理 由		

注 同意の相手方及び地位の承継の相手方の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考、用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

職員の職務育成品種に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、職員の職務育成品種に関する規程（平成2年山口県訓令第3号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、職員がした職務育成品種の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(意見書)

第2 品種登録の出願を県が行うかどうかに関する意見書の作成に当たっては、予め関係者の意見を聴くとともに、当該品種の利用許諾の見込みについても記入するものとする。

2 所属長は、規程第3条第1項の規定による職務育成届を受理したときは、当該届出に係る書類に規程第3条第2項に規定する意見書を添え、速やかに、主務課長に提出するものとする。

(品種登録の出願の決定の通知)

第3 規程第4条第1項による決定をしたときは、主務課長は、職務育成登録出願決定通知書（別記第1号様式）により、所属長を経由して当該職務育成をした者に通知するものとする。

(地位承継書の提出)

第4 規程第4条第1項の規定により県が品種登録の出願を行う旨の通知を受けた者は、遅滞なく、地位承継書（別記第2号様式）を主務課長に提出しなければならない。

(品種登録の出願)

第5 所属長又は主務課長は、県が品種登録の出願を行う決定をしたときは、速やかに、品種登録の出願に必要な書類を作成し、品種登録の出願を行うものとする。

(登録補償金の支払)

第6 主務課長は、登録補償金の支払の決定をしたときは、登録補償金支払決定通知書（別記第3号様式）により、規程第6条第1項の対価の支払を請求する権利を有する者（以下「権利者」という。）に通知するとともに、当該補償金の支払に関する事務を行うものとする。

(利用補償金の支払)

第7 主務課長は、利用補償金の支払を決定したときは、利用補償金支払決定通知書（別記第4号様式）により、権利者に通知するとともに、当該補償金の支払に関する事務を行うものとする。

(不服の申立)

第8 利用補償金の額の決定について不服のある者は、不服申立書（別記第5号様式）により知事に不服の申立をすることができる。

所属長は、不服申立書を受理したときは、当該不服の申立書に意見を添えて、主務課長に提出するものとする。

2 主務課長は、当該不服申立書の提出を受けたときは、必要な事務を行うものとする。
(台帳の整備)

第9 所属長は、当該職務育成品種について台帳（別記第6号様式）を整備し、毎年7月10日迄に台帳の写しを主務課長を経由して主管課長に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

別記

第1号様式

職務育成品種登録出願決定通知書

第 号
年 月 日

様

山 口 県 知 事 印

年 月 日付けで届出のあった下記の職務品種育成に係る品種については、次のとおり決定したので、職員の職務品種育成に関する規程第4条第1項の規定により通知します。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	
決定の内容	

第2号様式

地 位 承 継 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

育成者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で品種登録の出願の決定通知があった
下記の職務品種育成に係る品種について、その育成をした者の地位を山口県に
承継させます。

記

農林水産植物の種類 及び品種の育成系統名	
-------------------------	--

第3号様式

登録補償金支払決定通知書

第 号
年 月 日

様

山 口 県 知 事 印

下記の職務品種育成に係る品種について、職員の職務品種育成に関する規程第6条の規定により、下記のとおり登録補償金を支払うことを決定したので通知します。

記

農林水産植物の種類		
登録品種の名称		
登録補償金	支払決定額	金 円
	算定根基	

第4号様式

利用補償金支払決定通知書

第 号
年 月 日

様

山 口 県 知 事 印

下記の職務品種育成に係る品種について、職員の職務品種育成に関する規程第7条の規定により、下記のとおり利用補償金を支払うことを決定したので、通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に職員の職務品種育成に関する規程第8条第1項の規定により、知事に不服の申立てをすることができます。

記

農林水産植物の種類		
登録品種の名称		
利用補償金	支払決定額	金 円
	算定根拠	

第5号様式

不 服 申 立 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

不服申立人 所 属
職氏名

下記の職務品種育成に係る品種について、 年 月 日付け第 号
の利用補償金支払決定に対し不服があるので、職員の職務品種育成に関する規
程第8条第1項の規定により、下記のとおり不服の申立てをします。

記

農林水産植物の種類	
登 録 品 種 の 名 称	
不服申立ての理由	

第6号様式

品 種 育 成 台 帳

(所属)

植 物 体 の 種 類				品 種 名 、 系 統 名			
品種育成届出年月日		年 月 日		品種登録出願年月日		年 月 日	
出 願 公 表 年 月 日		年 月 日		品 種 登 録 年 月 日		年 月 日	
登 録 番 号		第 号		育成者権の存続期間		年	
品 種 を 育 成 し た 職 員	所 属		職	氏 名			受益割合
職員以外の 共同品種 育成者		所属		氏名			
		住所		受益 割合			

(第 6 号様式続き)

登録補償金の支払年月日				年	月	日
利用補償金の支払	年度支払月日	支払金額 (円)	算 定 根 基			
許 諾	許諾年月日	許 諾 先	許 諾 の 内 容			
備 考						

5 機構 C 第 1 2 2 1 0 2 1 号

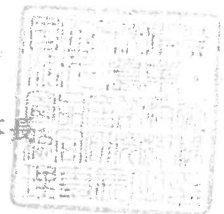
令和 6 年 3 月 2 5 日

山口県

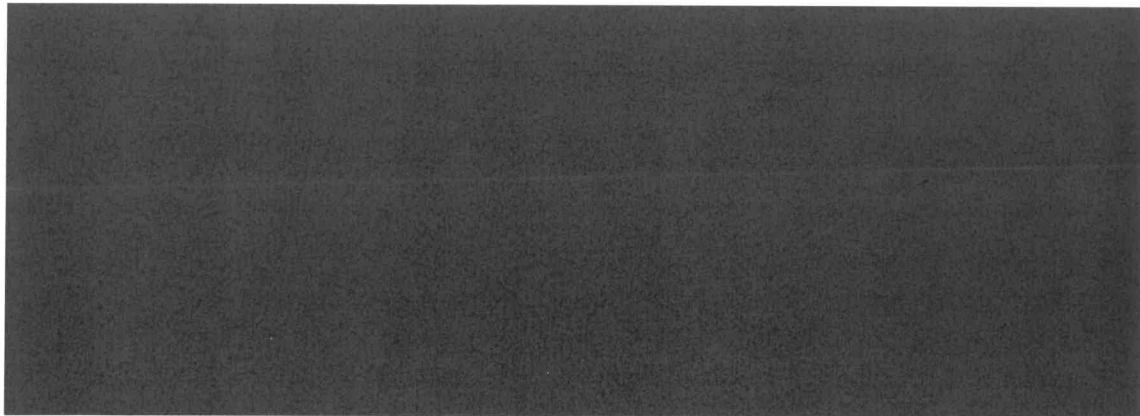
山口県知事 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長



記



5機構C第1221021号

令和6年3月25日

石川 寛 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長

(公印省略)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

記

[Redacted text block]

5機構C第1221021号

令和6年3月25日

安部 匡 殿

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構理事長

(公印省略)

[Redacted]

[Redacted]

記

[Redacted]

職務育成品種規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 届出及び出願（第 4 条～第 8 条）
- 第 3 章 職務育成品種検討会（第 9 条～第 11 条）
- 第 4 章 補償金等（第 12 条～第 16 条）
- 第 5 章 雑則（第 17 条～第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に所属し、又は所属したことのある役職員が育成した品種の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農林水産植物 種苗法（平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する農林水産植物をいう。
- 二 品種 法第 2 条第 2 項に規定する品種をいう。
- 三 育成 法第 3 条第 1 項に規定する育成をいう。
- 四 品種登録 法第 3 条第 1 項に規定する品種登録をいう。
- 五 役職員 次に掲げる者をいう。
 - ア 役員又は職員
 - イ 独立行政法人等から農研機構に在籍派遣されている者
- 六 職務育成品種 役職員が育成した品種であって、その育成がその性質上当該役職員が所属し、又は所属していた本部及び研究所（組織規程（27 規程第 139 号）第 5 条に規定する研究所をいう。以下同じ。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が当該本部及び研究所における当該役職員の職務に属し、又は属していたものをいう。
- 七 育成者 職務育成品種の育成をした役職員をいう。
- 八 利用の許諾 品種登録出願中の職務育成品種の利用を許諾し、又は職務育成品種に係る育成者権（品種登録により発生する権利をいう。以下同じ。）について法第 25 条第 1 項に規定する専用利用権を設定し、若しくは法第 26 条第 1 項に規定する通常利用権を許諾することをいう。

九 推進会議 研究業務実施規程（２３規程第１２１号）第１１条第１項に規定する推進会議をいう。

（権利の帰属）

第３条 職務育成品種については、当該職務育成品種が完成したときに、当該職務育成品種に関する品種登録を受ける地位及びこれに基づき得られる育成者権（以下「育成者権等」という。）を農研機構が取得する。ただし、職務育成品種が完成したときに農研機構が育成者権等を取得することができない場合については、当該職務育成品種に係る育成者権等が承継可能な状態になったときに、農研機構が当該職務育成品種に係る育成者権等を承継する。

第２章 届出及び出願

（届出書の提出）

第４条 育成者（育成者が既に死亡している場合にあっては、その相続人。以下同じ。）は、職務育成品種を育成したときは、直ちに、別記様式１による職務育成品種届（以下「届出書」という。）を、次の各号に掲げる当該育成者の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「所属長」と総称する。）に提出しなければならない。

- 一 本部管理本部技術支援部に所属する者又は所属していた者若しくはその相続人 職務育成品種に係る業務を所掌する研究所の長
- 二 本部に所属する者又は所属していた者若しくはその相続人（前号に掲げる者を除く。） 本部企画戦略本部長
- 三 研究所に所属する者又は所属していた者若しくはその相続人 当該研究所の長

（出願の決定等）

第５条 所属長は、育成者から前条の規定による届出書の提出があったときは、職務育成品種審査会（第９条に規定する職務育成品種審査会をいう。以下同じ。）に諮り、当該職務育成品種について品種登録出願の必要があるかどうかの判断をするものとする。

- ２ 所属長は、前項の判断結果を、別記様式２による職務育成品種審査報告書により職務育成品種審査会の意見を付して理事長に報告するものとする。
- ３ 理事長は、前項の報告があった場合には、当該報告があった職務育成品種について品種登録出願をするかどうかの決定をするものとし、当該決定の結果について速やかに育成者に通知するとともに、出願することに決定した場合は、品種登録出願の手続を行うものとする。
- ４ 前項の職務育成品種についての品種登録出願は、当該職務育成品種が次に掲げるいずれかの要件に該当するかどうかを勘案して、決定するものとする。
 - 一 特性が優良であること。
 - 二 普及性が高いこと。
 - 三 新規の特性を有しており、将来における利用の可能性があること。
- ５ 理事長は、職務育成品種について当該職務育成品種の育成者から前条の規定による届出書の提出がない場合において、当該職務育成品種が前項各号に掲げる要件に該当する

と認めるときは、当該職務育成品種について品種登録出願をするものとする。この場合において、当該職務育成品種に係る品種登録出願の手續及び育成者権の取扱いについては、第3項の規定を準用する。

- 6 理事長は、品種登録簿その他の資料により、育成者がその育成に係る職務育成品種について、前条の規定による届出書の提出をしないで品種登録出願をしたこと、又は品種登録を受けたことを知った場合において必要があると認めるときは、当該品種登録出願に係る出願者（以下「出願者」という。）の名義を農研機構に変更する旨又は当該育成者権を農研機構に移転する旨の決定をすることができるものとする。この場合において、第4項の規定は、当該決定について準用する。
- 7 理事長は、前項の規定により出願者の名義を農研機構に変更する旨又は育成者権を農研機構に移転する旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を育成者に通知するとともに、その手續を行うものとする。
- 8 理事長は、第3項又は第5項の規定により品種登録出願をした職務育成品種が品種登録を受けたとき、又は第6項の規定により育成者権を農研機構に移転したときは、遅滞なく、その旨を育成者に通知するものとする。

（異議の申出）

第6条 育成者は、前条第3項の通知の内容について不服があるときは、別記様式3の異議申出書により、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に理事長に異議を申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により異議の申出があつたときは、遅滞なく、当該異議の申出に係る決定を行い、その結果を当該異議の申出をした育成者に通知するものとする。

（育成者の出願等の制限）

第7条 第4条の規定による届出書を提出した育成者は、第5条第3項の規定により農研機構が品種登録出願をしない旨の決定をした後でなければ、当該職務育成品種について品種登録出願をし、又は第三者を承継人としてはならない。

（育成者の報告義務）

第8条 育成者は、その育成に係る職務育成品種であつて、第5条第3項の規定により農研機構が品種登録出願をしない旨の決定をしたものについて、品種登録出願をしたとき、第三者を承継人としたとき、品種登録を受けたとき、育成者権を譲渡したとき、又は品種登録が取り消されたときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告しなければならない。

- 2 育成者は、前項の職務育成品種について利用の許諾をしたときは、遅滞なく、別記様式4による利用許諾報告書を理事長に提出しなければならない。当該利用の許諾の期間を更新したとき、又は当該利用の許諾の内容を変更したときも、同様とする。

第3章 職務育成品種審査会 （設置）

様式第八号の二（第十六条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書

令和6年3月29日

農林水産大臣 殿

出願者

住所 山口県山口市滝町1番1号

氏名 山口県知事 村岡 嗣政

種苗法第21条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学名（ローマ字）：Oryza Sativa L.

和名：稲種

2 出願品種の名称 山口12号

3 輸出する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

☒ 国を指定しない

☐ 国を指定する（以下に記載）

(2) 輸出する行為を制限する旨

☒ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

様式第八号の三（第十六条第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書

令和6年3月29日

農林水産大臣 殿

出願者

住所 山口県山口市滝町1番1号

氏名 山口県知事 村岡嗣政

種苗法第21条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学名（ローマ字）：Oryza Sativa L.

和名：稲種

2 出願品種の名称 山口12号

3 生産する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

☒ 地域を指定する（以下に記載）

山口県

(2) (1)による地域の指定と出願品種の産地形成の関係

山口県内において、出願品種を用いた産地形成を行うため

(3) 生産する行為を制限する旨

☒ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。